

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第103回会合議事録

1. 日時 平成28年11月17日（木） 14:00～14:57

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

### 3. 議事

(1) オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る  
食品健康影響評価について

(2) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

村上座長、高尾専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、  
中村好一専門委員、八谷専門委員、眞鍋専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会)

熊谷委員

(事務局)

川島事務局長、鋤柄評価第二課長、田中課長補佐、  
大谷評価専門職、大快係長、大西技術参与、小山技術参与

### 5. 配布資料

資料 オーストリア評価書（案）たたき台

参考資料 食品健康影響評価について

「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」

### 6. 議事内容

○村上座長 定刻でございますので、ただいまから第103回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は8名の専門委員が御出席でございます。欠席の専門委員は、門平専門委員、筒井専門委員、堂浦専門委員、水澤専門委員、福田専門委員、山本専門委員の6名でございます。

さらに食品安全委員会からは、熊谷委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第103回食品安全委員会プリオン専門調査会議事次第」を御覧いただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、事務局より、本日の資料の確認をお願いします。

○田中課長補佐 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに2点でございます。「オーストリア評価書（案）たたき台」と、参考資料として諮問文書を添付しております。

不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机上にファイルと一部についてはタブレットで用意しておりますので、必要に応じ適宜御覧いただければと思います。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合は、この会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から、平成15年10月2日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 御提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。  
（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について振り返りたいと思っております。

まず、諮問事項「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」に関して、厚生労働省から諮問内容及びオーストリアにおけるBSE対策の経緯等について、事務局からオーストリアの出生年別のBSE発生状況について説明が行われ、その後、質疑応答が行われました。

次いで、評価手法及び今後の審議の進め方等について私から提案をし、評価手法については、牛については平成24年10月評価書と同様とし、まずは諮問内容（1）①及び②の規

制閾値が30か月齢までの部分を審議することになりました。

次いで、めん羊及び山羊については平成28年1月評価書と同様とすることになりました。

最後に、平成28年12月に厚生労働省から諮問を受けた牛海綿状脳症国内対策の見直しのうち、諮問内容（2）の特定危険部位（SRM）の見直しについては、第97回プリオン専門調査会において、リスク管理機関における飼料規制等に対する影響の整理を確認した上で審議することとしておりましたが、リスク管理機関から回答があり、事務局から説明が行われました。本件につきましては、リスク管理機関と事務局でよく状況の整理を行う必要があるとされましたところでございます。

それでは、本日の審議（1）を開催いたします。「オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の国及び内臓に係る食品健康影響評価について」は、厚生労働省からの提出資料をもとに起草委員の先生方に、オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る評価書（案）たたき台について検討いただきました。まずは事務局より、食品健康影響評価の前までの部分について説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、起草委員の先生方に作成いただきましたオーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価の評価書（案）たたき台について説明をさせていただきます。資料を御覧いただければと思います。

前回の調査会で、牛についての評価手法は2012年10月評価書と同様に、めん羊及び山羊については評価済み国のめん羊及び山羊を評価した評価書である2016年1月評価書と同様とすることとされましたので、こちらの評価書（案）のたたき台につきましても、2012年10月評価書及び2016年1月評価書と構成は同様となっております。ただ、牛とめん羊を同時に評価というのは、このオーストリアが初めてということになります。今回はオーストリアのBSE対策部分、また、めん羊部分を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

資料を開いていただきまして、5ページ目を御覧いただければと思います。「I. 背景及び評価に向けた経緯」がございます。こちらはこれまでの食品安全委員会におけるBSEの評価の経緯について記載がされております。

5ページの37行目を御覧いただければと思います。今般、厚生労働省から、オーストリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件の設定について評価の要請があったことが記載されております。

6ページの32行目、「3. 諮問事項」がございます。その下から四角で囲ってある部分、さらに7ページにまいりまして、こちらが厚生労働省からの諮問事項について記載がされております。牛については（1）の「①月齢制限」、「②SRMの範囲」、③としまして、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価との諮問内容がそのまま記載がされております。

めん羊につきましては（2）といたしまして、現行の輸入禁止からSRMを除去したものを輸入とした場合のリスクの比較との諮問内容となっております。

2行目、「4. 本評価の考え方」となります。こちら牛につきましては2012年10月評価

書と同様になっておりまして、15行目以降のポツにございますような考え方に基づいて検討を進め、評価を実施することが記載をされております。ポツの1番目、15行目にございますように、これまでのBSEのリスク評価と同様に、①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③vCJD発生のリスクの順で検討を行うということで記載がされております。

8ページの少し進んで19行目になります。ただし、上記のうち、\*を記した事項については、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られなかったことから、2012年10月評価書及び国内対策見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）、こちらは以下、2016年8月評価書とさせていただきますけれども、こちらに記載の知見をもってかえることといたしまして、本評価書において再掲しないことといたしております。\*のついている部分以外の部分、こちらのページでいきますと、6行目の牛群の感染状況、11行目の食肉等のリスク、また、と畜場での管理状況といったもののオーストラリアについてのBSE対策を整理していくこととされております。

9ページの3行目、諮問内容のうち、まずは（1）の①の輸入月齢制限及び②のSRMの範囲について取りまとめを先行して行うということが前回の調査会で決まっておりますので、ここに記載がされております。

10ページ、（2）めん羊及び山羊の肉及び内臓、こちらの評価の方針となります。こちらにつきましても2016年1月評価書と同様となっております。①めん羊及び山羊におけるBSEプリオンの感染性。②めん羊及び山羊におけるBSEの感染状況及び食肉等のリスクについて検討を進めるとされております。ただし、①については、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られなかったことから、2016年1月めん羊及び山羊評価書をもってかえることとし、本評価書において再掲しないこととされております。このため、②めん羊におけるBSEの感染状況、③食肉等のリスクについて、オーストラリアの状況を整理していくこととされております。

2016年1月のめん羊及び山羊の評価書において、めん羊及び山羊の肉及び内臓等の摂取に由来するスクレイププリオンによる人の健康への影響は考えがたいと判断し、評価対象をめん羊及び山羊におけるBSEとすることとした旨が記載をされております。

11ページ、こちらから「Ⅱ．BSEの現状」について、総論的に記載がされております。

12ページにグラフ及び表がございますけれども、世界の牛のBSEの発生頭数が示されております。牛のBSE発生頭数累計で2016年10月末現在、19万670頭でございます。発生頭数は、2016年は10月末現在で1頭の発生ということとなっております。

13ページ、こちらはEU等におけるBSEの検査頭数でございます。これは直近のデータである2014年までのデータが示されております。

14ページ、「2．世界におけるめん羊及び山羊のBSE発生頭数の推移」になりますが、表2に示されておりますように、これまで山羊2頭のBSE感染例が確認されております。これらの症例はフランス及びイギリスで実施された、さかのぼり調査により確認されたものでございます。

15ページ、「3. 各国における牛のBSE検査体制」となります。ここからオーストリアについても記載がされております。BSE検査体制ですが、食用目的で処理される、いわゆる健康と畜牛のBSE検査は、EUでは2013年から一部を除き加盟国の判断により実施しなくてよいとされております。オーストリアは従前、72か月齢超の健康と畜牛の検査を実施していましたが、2013年3月からは健康と畜牛の検査が廃止されているということです。

16ページ、「4. 各国におけるめん羊及び山羊のBSE検査体制」となっております。EUにおいては検査においてTSE陽性とされた検体について、BSEの判別検査が実施されております。検査体制は表4に示されているとおりとなっております。

17ページ、「5. 各国における牛の特定危険部位 (SRM)」が示されております。オーストリアは無視できるリスク国となっておりますので、SRMの範囲は、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む。）及び脊髄とされているところです。

18ページ、「6. 各国におけるめん羊及び山羊の特定危険部位 (SRM)」となっております。こちらは、EUについては全月齢の脾臓及び回腸、12か月齢超または永久切歯が萌出している動物の頭蓋、扁桃及び脊髄とされております。日本も同じ範囲となっております。

19ページ、「7. 各国の飼料規制」が示されております。こちらもオーストリアにおきましては、EU規則に基づいて飼料規制をされております。すなわち、牛・豚・鶏の肉骨粉が牛・豚・鶏の飼料に利用できないように規制が強化されております。いわゆる完全な飼料規制が行われているところです。現在もそれを行っているところということです。

20ページ以降、ここから飼料規制等のオーストリアにおけるBSE対策の詳細が記載されております。

牛における感染状況につきましては、少し飛んでいただきまして、25ページに一覧の表を、いつもどおり、まとめ表がございます。オーストリアにおいて、まずは国内安定性のうち飼料規制の部分でございますけれども、一番上になります。オーストリアは1990年から国内法に基づき反すう動物への全ての動物由来の肉骨粉等の特定のタンパク質の給与を禁止しております。EU加盟後はEU規則に基づきまして、2001年1月からは全ての家畜への動物由来タンパク質の給与を禁止しております。いわゆる完全な飼料規制を実施しているところです。

SRMの利用実態につきましては、SRMの定義は先ほど説明したところですが、全てのSRMは除去され、焼却されているということでございます。また、レンダリングの条件につきましては、レンダリング施設において、133℃ 3気圧20分の処理を義務化しているということです。交差汚染防止対策につきましては、2001年1月から完全な飼料規制を実施しているところです。

サーベイランスにつきましては、現在、24か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛を検査しております。健康と畜牛については、2013年3月から健康と畜牛の検査を廃止しております。その結果、現在、OIE基準に定める5万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施しているということでございます。

こちらの表の記載のない部分について、文章に戻って説明をさせていただきます。

20ページの「(1) 生体牛、肉骨粉等の輸入」について。オーストリアは生体牛の輸入について、EU加盟前につきましては、国内法に基づき1990年3月に英国からの、1998年にはポルトガルからの生体牛の輸入を禁止しております。その後はEU規則に基づき、英国またはポルトガルからのそれぞれの輸入禁止は解除されております。また、輸入牛につきましては、2000年から30か月齢以上の牛がBSE検査の対象とされております。その後、オーストリアの国内産の牛と同様の検査が輸入牛についても適用されております。ただ、健康と畜牛については、オーストリア国内産については現在廃止しておりますけれども、一部の輸入牛については引き続き30か月齢以上の牛の検査が行われているということでございます。

肉骨粉の輸入についてもEU規則に基づき規制されております。肉骨粉の輸入については、ペットフード、肥料、燃料等の目的で使用されるものに限られております。また、原料にSRMが含まれないことなどを記載した衛生証明書の添付が義務づけられております。

飼料規制につきましては、先ほど説明いたしましたので省略いたします。

21ページ、「2. BSEサーベイランスの状況」になってまいります。

「(1) 牛のサーベイランス」につきまして、オーストリアでは検査体制をかなり頻繁に変えているところです。まずは1990年に何らかの中樞神経系の異常を示す全ての牛を対象とした検査が開始されております。その後、何度か検査対象が変わっておりまして、15行目から、2000年12月には、全ての緊急と畜牛及び30か月齢以上の死亡牛について検査が行われることとなりました。同じ月に、検査対象に感染牛から生まれた健康と畜牛等が加えられ、緊急と畜牛の検査対象が30か月齢以上に変更されております。

2001年1月からは、30か月齢以上の全ての健康と畜牛、20か月齢以上のと畜場において中樞神経系の異常を示す牛等が検査の対象に加えられております。2001年10月には、死亡牛の検査対象が20か月齢に変更され、2002年2月には緊急と畜牛の検査対象月齢が20か月齢以上に変更されております。2003年10月からは緊急と畜牛及び死亡牛の検査対象月齢が20か月齢から24か月齢以上に変更されました。2008年12月から健康と畜牛及び緊急と畜牛の検査対象月齢が48か月齢以上に変更となっております。2011年6月からは健康と畜牛の検査対象月齢が72か月齢以上に、2013年3月からは健康と畜牛の検査が廃止となり、緊急と畜牛の検査対象月齢が24か月齢以上に変更となっております。BSEを疑う臨床症状を示す牛は、1991年から現在に至るまで全月齢が検査の対象とされているところです。

22ページに牛のサーベイランス頭数が記載されております。表8になります。2015年は健康と畜牛、こちらは検査を廃止しているため0頭、死亡牛が1万2,862頭、緊急と畜牛が2,812頭及び臨床的にBSEが疑われる牛が31頭、検査がされたところです。2015年は、BSE検査陽性牛は確認されておられません。

23ページ、「(2) めん羊及び山羊のサーベイランス」になります。オーストリアでは、EU規則に準拠して検査を実施しております。現在は全ての臨床症状を示す家畜、健康と畜動物及び死亡畜のうち、過去7年以内に定型スクレイピーが発生した農場由来の動物等、

全ての緊急と畜動物並びに18か月齢以上の一部の健康と畜動物等を対象とした検査が実施されております。EUでは、2005年以降、TSEサーベイランスの結果、TSE陽性とされた検体については、ウエスタンブロット、免疫組織化学検査、ELISAによるBSEの判別が行われております。

オーストラリアにおける、めん羊及び山羊における各年のサーベイランス頭数は表9に示しているところです。括弧内が、全体のうちの山羊の頭数となっております。TSE検査陽性個体が何頭かございますけれども、いずれもBSE陽性は確認されていないというところでございます。

24ページ、「3. BSE発生状況」となっております。オーストリアでは2001年に初めてBSE検査陽性牛が確認されて以降、合計8頭のBSE検査陽性牛が確認されております。表10にBSE検査陽性牛の詳細が示されております。非定型BSEについては3頭確認されておまして、1頭がH型で181か月齢、2頭がL型で130か月齢と150か月齢となっております。オーストリアでは、めん羊及び山羊にBSEは確認されておられません。

牛の出生コホートの特性ですけれども、BSE検査陽性牛の出生時期は、1992年から2000となっております。オーストリアにおいて完全な飼料規制（全ての家畜への動物性たん白質の給与禁止）が実施された2001年1月以降に生まれた牛でBSE陽性は確認されておられません。最終発生は2000年6月で、2000年6月に生まれた1頭を最後に、これまでの16年間に生まれた牛にBSEの発生は確認されておられません。

26ページ以降が「IV. SRM及び食肉処理」について記載がされております。こちらも28ページに、牛におけるSRM及び食肉処理のまとめ表がございます。

まず、と畜場での検査になります。オーストリアにおいては、と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視でと畜前検査を実施しております。BSEを疑う臨床症状を示す牛は月齢にかかわらず、BSE検査が実施されます。健康と畜牛のBSE検査は従前、72か月齢以上を対象として実施されておりましたが、2013年3月からはオーストリア産及びEU域内の国（ブルガリア、ルーマニアを除く）から輸入された健康と畜牛については、BSE検査は廃止されております。ブルガリア、ルーマニアとEU規則で定める第三国から輸入された健康と畜牛については、30か月齢以上を対象にBSE検査を実施することとされております。

ピッシング等は禁止されております。SRMの定義は先ほど説明したとおりですけれども、と畜場でのSRMの除去については、獣医官により確認がされており、SRMは専用の容器に廃棄されるということです。また、全てのと畜場において、SSOP及びHACCPが導入されているということです。機械的回収肉（MRM）については、製造は禁止されているところです。

前に戻りまして、先ほどの表にない部分を説明させていただきます。27ページの「(3) その他」の②がトレーサビリティの記載となっております。オーストリアでは、と畜場における牛の月齢確認には個体識別された耳標が使用されております。個体識別が明らかでない場合は、と畜は許可されておられません。個体の出生、移動、と畜などの記録については、データベースに登録がされているということです。

③といたしまして、と畜場及びと畜頭数になります。オーストリアの牛のと畜場は3,150施設ございます。牛の年間と畜頭数は、2015年のデータでは63万頭、飼養頭数は2014年のデータで196万頭ということです。

次に「2. めん羊及び山羊について」の項目です。と畜されるめん羊及び山羊は、と畜前検査が実施されております。と畜前検査に合格していないめん羊及び山羊由来製品の流通は禁止されております。

32行目にまいりまして、と畜場におけるサーベイランスは2002年から18か月齢超の一部のめん羊及び山羊を対象として実施されております。と畜頭数はめん羊が13.6万頭、山羊が7.8万頭です。飼養頭数は、めん羊が44.5万頭、山羊が10.3万頭です。

オーストリアはEU規則に基づき、めん羊及び山羊の全月齢の脾臓及び回腸、12か月齢超の牛の頭蓋、扁桃及び脊髄をSRMと規定しているところです。と畜場においては月齢確認として歯列を確認することとなっております。

説明は以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、起草委員の先生方、追加説明はございませんでしょうか。よろしいですか。

では、全体の委員の先生方から、ただいま事務局から説明を受けました内容につきまして、質問あるいは御意見を頂戴したいと思います。本件につきましても一つ一つパートごとに区切って、記載内容の修正等の御指摘あるいは全体に対しての御質問を頂戴したいと思います。

それでは、まず「Ⅰ. 背景及び評価に向けた経緯」で5～10ページの範囲について、御指摘、御意見をいただきたいと思います。お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、「Ⅱ. BSEの現状」について、11～19ページまでですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、「Ⅲ. 感染状況」につきまして、20～25ページです。いかがでございましょうか。

○高尾専門委員 22ページの表8の各年の牛のBSEサーベイランス頭数ですけれども、BSEの検査陽性牛の数はいいのですが、臨床的に疑われる牛のうち、何頭が陽性だったのかというデータはありますか。

○田中課長補佐 24ページの表10にBSE検査陽性牛がどの区分の牛から確認されたかというのが記載されております。区分という部分になりますけれども、こちらの中では、緊急と畜牛と死亡牛から陽性牛が確認されているということになっておりますので、臨床的に疑われたものは最終的には、検査結果は陽性ではなかったということです。

○高尾専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、「Ⅳ. SRM及び食肉処理」について、26～28ページでございまして。いかがでござ

ざいましょうか。何かございませんか。よろしいですか。

それでは、進めさせていただきます。続きまして、横山専門委員から「V. 食品健康影響評価」について説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○横山専門委員 それでは、29ページからの食品健康影響評価（案）について説明をさせていただきます。まずは事務局のほうから、全文の紹介をお願いできますでしょうか。

○大快係長 少し長くなりますけれども、食品健康影響評価について読み上げさせていただきます。29ページを御覧ください。

## V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、オーストリアについて、(1) 牛の肉及び内臓について、①の輸入月齢制限及び②のSRMの範囲、(2) めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する取りまとめを行った。

### 1. BSEの発生状況

世界のBSEの発生頭数は累計で190,670頭であるが、年間の発生頭数は、1992年の37,316頭をピークに減少し、2013年には7頭、2014年には12頭、2015年には7頭、2016年には10月末現在で1頭の発生となっている。野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染例の報告は、遡り調査によってフランスと英国で確認された、飼料規制強化前に出生した山羊2例のみ（フランスの2000年3月生まれ及び英国の1987年生まれ）であり、めん羊での確認例はない。

オーストリアでは、8頭のBSE感染牛が確認されており、うち3頭は非定型BSEである。出生年でみた場合、2000年6月生まれの1頭を最後にこれまで16年間に生まれた牛にBSE感染牛は確認されていない。BSE感染めん羊及び山羊は確認されていない。

### 2. 飼料規制とその効果

オーストリアにおいては、動物由来たん白質（牛乳、乳製品等一部のものを除く。）について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が2001年1月に導入された。交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、オーストリアでは15年以上が経過している（2016年10月末現在）。

また、オーストリアにおいては、OIEが示す「無視できるリスクの国」に要求される5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランスが実施されている。めん羊及び山羊については、BSE検査陽性牛が最も多く確認されているEUにおいては、2005年以降の約650万頭のめん羊及び山羊を対象としたサーベイランス検査からは、BSE陽性のめん羊及び山羊は確認されておらず、オーストリアにおいても同じ状況である。

このため、オーストリアにおいて、飼料規制が強化された後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されていないこと、BSE検査陽性めん羊及び山羊が確認されていないことから、オース

トリアにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断した。

### 3. SRM及び食肉処理

オーストリアにおいては、牛についてはSRMの除去やピッシングの禁止、めん羊及び山羊についてもSRMの除去などの食肉処理工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられている。

したがって、牛の肉及び内臓又はめん羊及び山羊の肉及び内臓による人へのBSEプリオンの曝露リスクは、BSE対策の導入以降、飼料規制等による牛、めん羊及び山羊へのBSEプリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

### 4. 牛、めん羊及び山羊の感染実験

本事項については、2012年10月評価書及び2016年1月めん山羊評価書のとおりである。

2016年1月めん山羊評価書において記載した感染実験の知見は、BSE実験感染めん羊及び山羊においてPrPScが体内組織に広く分布すること、並びに人がウシBSEプリオンよりも、ヒツジ及びヤギBSEプリオンに対して高い感受性を有する可能性を示唆している。

### 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)

本事項については、2012年10月評価書及び2016年8月評価書のとおりである。

なお、vCJDは、2016年10月末現在、世界中で231例が報告されており、近年は、2014年に2例、2015年は0例、2016年は2例の発生が報告されている。

オーストリアにおいてはvCJDの発生は確認されていない。

### 6. 非定型BSE

本事項については、2012年10月評価書及び2016年8月評価書のとおりである。

なお、2016年10月末現在、オーストリアでは3頭（130か月齢、150か月齢、181か月齢）の非定型BSEが確認されており、1頭はH型、2頭はL型である。

### 7. まとめ

#### (1) BSE感染状況

オーストリアにおいては、これまで8頭のBSE感染牛が確認されているが、2001年1月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛には、BSE感染牛は確認されていない。BSE感染めん羊及び山羊については確認されていない。引き続きBSEの発生状況等の確認は必要であるが、オーストリアにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、オーストリアにおいては、EUの定めたサーベイランス水準を満たしており、結果としてOIEの定めた5万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしている。

#### (2) BSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

オーストリアにおいては、仮にBSEプリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、2012年10月評価書に記載のとおり、牛におけるBSEプリオン摂取量は、感染実験における英国BSE感染牛脳組織1g相当以下と想定される。1g経口投与実験では、投与後44か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出

されたが、投与後42か月目（46か月齢相当以上）までには検出されていない。なお、BSEの脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前7～8か月であることから、さらに安全を考慮しても、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJDの発生については、最も多くのvCJDが発生していた英国においても、2000年をピークに次第に減少してきている。vCJDの発生はBSEの発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJDの発症者は世界全体で大幅に減少し、2016年には2名となっていることから、2012年10月評価書に記載のとおり、この間の飼料規制やSRM等の食品への使用禁止をはじめとするBSE対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

非定型BSEに関しては、2016年8月評価書のとおり、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から、人への感染の可能性は確認できず、EUにおけるH-BSEの発生頻度は、2歳齢以上の牛100万頭につき、年当たり0.07頭と極めて低い。L-BSE 感染牛の脳組織については、人への感染の可能性が否定できないが、現行のSRM以外の組織の感染性は極めて低いと考えられる。EUにおけるL-BSEの発生頻度は2歳齢以上の牛100万頭につき、0.09頭と極めて低い。また、これまでに、疫学的に非定型BSEとvCJDを含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はない。

### （3）めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスク

オーストリアについては、感染実験に係る知見、めん羊及び山羊におけるBSE発生状況及び飼料規制とその効果を踏まえると、2016年1月めん羊評価書の考え方と同様に、野外におけるめん羊及び山羊のBSE感染の可能性は極めて低く、人への感染リスクは無視できると判断した。

### （4）評価結果

#### ①牛の肉及び内臓について

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記（1）及び（2）に示した牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、オーストリアに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛の肉及び内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちオーストリアに係る牛の肉及び内臓について輸入月齢制限及びSRMの範囲に関する結論は以下のとおりとなる。

#### a. 輸入月齢制限

オーストリアに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

#### b. SRMの範囲

オーストリアに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、

頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

## ②めん羊及び山羊の肉及び内臓について

現時点では、めん羊及び山羊におけるBSEの発生が、英国及びフランスで確認された飼料規制強化前に出生した山羊の2例のみであること、BSEの感染源及び感染経路を踏まえると、めん羊及び山羊におけるBSEリスク管理措置としては飼料規制が極めて重要と考えられる。このため、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊におけるBSEのヒトへの感染リスクを踏まえると、オーストリアに関しては、めん羊及び山羊の肉及び内臓に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちオーストリアに係るめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件に関して、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したものを輸入」とした場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

読み上げは以上となります。

○横山専門委員 ありがとうございます。

それでは、若干重複はしますが、食品健康影響評価（案）のポイントについて説明をさせていただきます。

29ページからとなりますけれども、牛については2012年12月評価書、めん羊については2016年1月評価書と同様の構成で整理をいたしました。

「1. BSEの発生状況」です。オーストリアでは8頭のBSEが確認されています。そのうち、3頭は非定型BSEです。2000年6月生まれの1頭が出生年最後のBSEですけれども、この後、16年間に生まれた牛にBSEが確認されていないということ。BSE感染めん羊及び山羊も確認されていません。

「2. 飼料規制とその効果」についてです。2行目に記載してありますように、オーストリアについては完全飼料規制が2001年1月から実施され、15年以上が経過しているということ。飼料規制強化後、先ほど2000年6月というのが最終のBSE牛ですけれども、飼料規制の強化後はオーストリアで生まれた牛にBSE牛は確認されていません。よって、オーストリアにおける飼料規制はBSEの発生抑制に効果を発揮していると判断されます。

続きまして、3番目、29ページの下のほうです。食肉処理工程における人へのBSEプリオンの暴露リスクの提言措置がSRMの除去及び食肉処理工程でとられていると判断されます。

30ページの「4. 牛、めん羊及び山羊の感染実験」に関しましては、2012年10月評価書及び2016年1月以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないと判断されます。

「5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）」についてです。まず、オーストリアについて、vCJDの発生が確認されていないということが一つございます。その他について

は、2012年10月評価書並びに2016年8月評価書のとおりかと思えます。

続きまして、「6. 非定型BSE」です。先ほどお話ししましたように、オーストリアでは3頭の非定型BSEが確認されています。非定型BSEについても、その頭数以外は、2012年10月評価書及び2016年8月評価書のとおりと考えます。

31ページの「7. まとめ」となります。

「(1) BSE感染状況」については、先ほどお話ししたとおり、オーストリアの現状をここで記載してございます。

(2) は、第1パラグラフと第2パラグラフにつきましては、2012年10月評価書に記載してあるポイントがそのまま当てはめられるかと思えます。

3段落目の非定型BSEについても、2016年8月評価書の結果がそのまま外挿できると考えられます。

32ページの「(3) めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスク」です。ここは2016年1月評価書における評価内容に沿って記載をしています。

以上のような結果またはこれまでの評価書の考え方を外挿して、先ほど紹介していただいた評価結果を提案いたします。専門委員の先生方の御意見をお願いいたします。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの横山専門委員からの御説明について、御質問あるいは御意見をいただきたいと思いますが、その前に、本日御欠席の専門委員から御意見等はいただいておりますでしょうか。

○田中課長補佐 欠席の専門委員から御意見等はいただいております。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの横山専門委員からの御説明について、御質問、御意見をいただきたいと思えます。お願いいたします。

○中村(好) 専門委員 質問、意見ではなくて補足でございますが、30ページの14行目からのvCJDに関する現状でございますが、これは厚生労働省研究班のサーベイランス委員会で把握している実態と相違はありません。このとおりでございます。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

そのほかにもございませんでしょうか。お願いします。

○高尾専門委員 めん山羊のほうはよくわかったのですが、牛のほうで、オーストリアのSRMの部位は12か月超の頭蓋となっていると思うのですが、今回その輸入条件に関して30か月齢以上は問題がないということですが、現実的にはオーストリアの場合は、結局12か月以上のものはSRMとして処理されてしまうという理解でよろしいのでしょうか。

○田中課長補佐 そうです。オーストリアの規則で12か月齢超の部位はSRMとされておりますので、その部位は引き続き、除去、焼却をされるということになります。

○高尾専門委員 ありがとうございます。

○村上座長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入らせていただいて、よろしいでしょうか。

それでは、まとめさせていただきます。オーストリアに対する質問事項の牛については①のa及びb、めん山羊につきましては②の評価結果ということになりますが、評価書案のとおりということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、結論につきましては合意を頂戴しましたので、文章上の修文などを含め評価書案の修文につきましては私に一任させていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、今後、必要な修文があれば行っただうえで、食品安全委員会に報告したいと思えます。

続きまして、議事(2)の「その他」になりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

○田中課長補佐 特にございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、日程調整の上お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。